## ◆お詫びと訂正◆

「相続税制の改正と実務対応のポイント」(平成26年2月1版1刷)の記述に誤りがありましたので、お詫びの上、以下のように訂正させていただきます。

該当箇所	誤	正
P.14下から7行目 「( <b>改正後</b> )② 貸付事業用宅地 等から優先的に適用した場合の 減額金額」の算式	$30,000$ 千円 × $\frac{200 \text{m}^2}{300 \text{m}^2}$ × 50% = 100,000 千円	$300,000$ 千円× $\frac{200 \mathrm{m}^2}{300 \mathrm{m}^2}$ ×50%=100,000千円
P.16上から1行目 「( <b>改正後</b> ) ① 特定居住用宅地 等から優先的に適用した場合の 減額金額(イ)特定居住用宅地 等に係る減額金額」の算式	$\frac{720,000 千円}{240 \text{m}^2} \times 80\% = 57,600 千円$	$72,000$ 千円× $\frac{\text{(注)} 240 \text{ m}^2}{240 \text{ m}^2}$ × 80% = 57,600 千円